

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 1 3 日

一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会会長 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

感染症対策の徹底等を図りながら、介護サービスの継続にご尽力いただいております、改めて感謝申し上げます。

さて、長崎県でも新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、高齢者施設・事業所でも複数個所で感染者が発生し、クラスターと認定される事案も発生しております。中でも、通所介護事業所やショートステイなどにおいて、一人の利用者が複数のサービス事業所を利用していたことにより、複数の事業所が影響を受け、サービスが停止し多数の利用者の生命や生活に支障が生じる事態につながるケースが生じています。

今般、感染拡大を防止するため、県内の居宅介護支援事業所（長崎市所管事業所を除く）に対し、別添のとおり通知を行いましたのでお知らせします。

つきましては、指導等にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各市町等に対しても通知していますことを申し添えます。

担当 長崎県福祉保健部長寿社会課 施設・介護サービス班 福田 TEL 095-895-2436 FAX 095-895-2576

2長社第8206号
令和3年1月13日

居宅介護支援事業所 設置者 様

長崎県福祉保健部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

居宅介護支援事業所の皆様におかれましては、感染症対策の徹底を図りながら、介護サービスの継続にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、長崎県でも新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、高齢者施設・事業所でも複数箇所では感染者が発生し、クラスターと認定される事案も発生しております。中でも、通所介護事業所やショートステイなどにおいて、一人の利用者が複数のサービス事業所を利用していたことにより、複数の事業所が影響を受け、サービスが停止し多数の利用者の生命や生活に支障が生じる事態につながるケースが生じています。

今後、感染拡大を防止するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）が計画を作成する場合には、以下の点を留意していただくようお願いします。

また、利用者や家族に対しても、周知いただくよう併せてお願いします。

記

・万一、利用者の方に感染が発生した場合や感染した疑いがある場合に、多くの事業所の業務休止等の影響が拡大する可能性があります。その影響を最小限に防ぐため、可能な限り利用事業所（デイサービス・デイケア・ショートステイ含む）の数等を最小限にしていたくよう配慮をお願いします。

※最低限の必要なサービスについては、その対象ではありませんのでご注意ください。

- ・入所施設への新規入所（ショートステイ含む）については、県のPCR検査費用の助成金が活用できますので、可能な限り、入所前に検査を受けて、施設・事業所を利用させていただくようお願いします。（長崎県長寿社会課ホームページ「長崎県高齢者入所施設新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業費補助金」参照）
- ・利用する施設・事業所については、感染防止対策として、N-CHATなどを活用して従業員の健康管理を行っているほか、発熱や呼吸器症状等がある場合は、直ちにサービスを停止して、医療機関等に相談することができる体制となっているかを確認ください。
- ・利用者の方が、サービスを利用される際や外出される際は、マスクの着用や手指消毒などの感染防止対策を行っていただくよう周知をお願いします。

担当 長崎県福祉保健部長寿社会課
施設・介護サービス班 福田
TEL 095-895-2436
FAX 095-895-2576